

申請受付がはじまります 臨時福祉給付金



消費税率が8%に引き上げられたこととともない、市では平成27年度においても臨時的な給付措置として「臨時福祉給付金」を支給します。

申請受付を8月17日(月)より開始しますので対象となる方はお手続きください。

■対象となる方

平成27年度分の市民税(均等割)が課税されない方で、基準日(平成27年1月1日)に高山市の住民基本台帳に登録されている方です。

ただし、課税者の扶養となつてい
る方や生活保護制度の被保護者
となつている場合は対象外です。

■申請受付期間

8月17日(月)～平成28年1月18
日(月)

※申請受付期間内に申請がなかつた場合、給付金の受給は辞退されたものとみなしますので、必ず申請受付期間内に手続きをお願いします。

■申請書類と発送時期

申請書類は、給付の可能性のあ

る方を対象に8月17日(月)までに税務課より郵送します。

※申請書類が届いた方が、必ず給付を受けられるものではありません。

■発送先

①世帯主の方が平成27年度分の市民税が課税されていない場合は世帯主

②世帯主の方が平成27年度分の市民税が課税されている場合は世帯員

※世帯単位で申請書類を郵送します。

■申請書の記載事項等

申請書類郵送時に「申請に関する留意事項」および「記載例」を同封しますので、よくお読みいただき、手続きをお願いいたします。

また、支給対象者(申請・受給者を含む)全員の記名押印または署名、本人確認書類(顔写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など)になりますが、顔写真付きの本人確認書類がなければ健康保険証などになります。や、振込先金融機関口座確認書類(通帳またはキャッシュカード)の写しなどの添付が必要になりますので、申請書および同封資料をご確認ください。

※記名押印・署名漏れ、添付書類漏れがありますと手続きはできませんので、ご注意ください。

■提出先

申請書類郵送時に同封の返信用封筒にて返送していただくか、福祉課(本庁1階)または各支所地域振興課に直接ご提出ください。

■臨時福祉給付金の給付

申請書の提出後、記載内容や添付書類、給付要件などを審査し、給付の可否を決定し通知します。

決定後、指定された口座へ給付金を振込みさせていただきますが、振込時期は10月以降となります。

申込 福祉課
問合せ先 ☎35-13357

委員会・審議会を公開しています 公開予定の委員会・審議会

開催日	会議名ほか	担当課
8月17日(月)	庁議(幹部会) 8:30～ 市役所 4階特別会議室	企画課 ☎35-3131
8月24日(月)	庁議(幹部会) 8:30～ 市役所 4階特別会議室	企画課 ☎35-3131
	都市計画審議会 13:30～ 市役所 4階特別会議室	都市整備課 ☎35-3176
8月31日(月)	庁議(幹部会) 8:30～ 市役所 4階特別会議室	企画課 ☎35-3131
	公共交通活性化協議会 14:00～ 市役所 3階行政委員会室	都市整備課 ☎35-3176
	総合交通協議会 15:00～ 市役所 3階行政委員会室	都市整備課 ☎35-3176

●傍聴は先着順となります。●開催日時や場所が変更となる場合があります。また、議題など詳細についても担当課へお問い合わせください。

2015.8.15



花をお得に購入しよう!

花で彩る清流の国ぎふ

フラワークーポン発行事業

県民のみなさんに花への関心を高め、生活のさまざまな場面で花きの活用を促進し、消費の拡大につなげる目的でフラワークーポン発行事業を実施します。

販売期間 平成28年2月29日(月)まで
(発行枚数15万枚、完売次第終了)

利用期間 平成28年2月29日(月)まで

概要 1枚で1,000円分の花きが購入できるクーポン券を1枚700円で販売

購入限度額 1回につき10枚まで

※クーポン販売・利用店舗はポスターやのぼり旗が目印です。

※抽選で県内産の花きが当たるスタンプラリーも実施します。



問合せ 岐阜県農産園芸課 ☎058-272-8428